

令和6年6月27日
交 通 局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 バス乗務中の人身事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	44	男性	停職6月間

(2) 事故の概要

令和5年4月20日、事故者は、都営バスを回送運行中、信号機及び横断歩道のない交差点において、バスの直前を横断しようとした歩行者と接触し、転倒、負傷させた。

当該歩行者は、その際負った傷害に起因する疾病により、同年9月に死亡し、事故者は、過失運転致死の罪により、令和6年6月12日に禁錮1年6月、執行猶予3年の判決を受け、刑が確定しているが、事故の状況、措置義務の履行状況、過去の事故歴や勤務状況などを考慮し、「職員の分限に関する条例」第8条第1項により失職の例外扱いとした。